

嬉しいニュースです！

公益社団法人愛媛県獣医師会様が
野良猫（地域猫）対策支援事業として
猫の避妊手術等を無料で実施して下さいます。

公益社団法人
愛媛県獣医師会

本事業の主な内容は、地域での地域猫を
定着させるために本会の会員が避妊手術
等を実施して支援するものである。
なお、本事業で言う「地域猫」とは、環境省が
平成 22 年 2 月に定めた住宅密集地における
犬猫の適正飼養ガイドライン」の中で示す
「地域猫」のこととする。



支援の内容

①支援の種類

- ・技術支援・・・県獣医師会が、避妊手術等を無料で実施して支援する。
- ・その他の支援・・・県獣医師会長が特に必要と認めた活動経費について額を定めて支援する。

②支援期間

支援を決定後、2 月末日とする。

③支援対象活動

- ・地域住民の十分な理解のもとに実施できる活動であること。
- ・避妊手術済みの猫への耳先への V 字カット等、手術済みであることが明確に識別できる方法が約束されていること。
- ・地域猫全てが把握できる飼育管理者が存在すること。
- ・糞の始末等の周辺美化活動が定期的に行われていること。

④支援対象動物

地域猫を定着させる活動地域内に住む特定の飼い主がない生後 6 ヶ月以上の成雌猫であること。



支援申込みの手続き

- ①支援申込書を市町に提出 ※松山市の方は、県獣医師会に直接提出
- ②市町より県獣医師会に送付 ※松山市を除く
- ③適否の判断の上、県獣医師会より支援確約書を申込者に交付
- ④各自が各動物病院に支援確約書を添えて、避妊手術等申込書を提出

注：動物病院は愛媛県獣医師会に属する動物病院であること。

注：手術の予約は、前もって行うこと。



避妊手術等

動物病院に搬入した猫は、必要な検診と手術等を受けた後、飼育管理責任者が責任を持って獣医師の指示による
静養管理を行った後、速やかに元の生息場所に戻すこととする。



申込書は

こちらからダウンロード出来ます。

<http://www14.ocn.ne.jp/~ehimevet/>

松山市の方は直接郵送か F A X で、それ以外の方はお住まいの市町に郵送してください。

公益社団法人 愛媛県獣医師会 〒790-0003 愛媛県松山市三番町 4 丁目 4 番地 7 松山建設会館 3 F
TEL : 089-948-5367 FAX : 089-948-5359

※ 認定 N P O 法人えひめイヌ・ネコの会では、
平成 25 年 9 月 30 日をもって、猫の不妊・去勢手術の助成金を終了いたします。
平成 25 年 10 月 1 日からは、上記の補助金制度をご利用下さい。